

狭 監 発 第 6 7 号
令和 8 年 3 月 1 7 日

様

狭山市監査委員 山下 真茂留

狭山市監査委員 加賀谷 勉

狭山市職員措置請求書について（通知）

令和 8 年 1 月 1 9 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定による措置の請求について、請求内容を監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の内容

本件措置請求の内容は、次のとおりであった。

1 請求の要旨（枠内は原文のまま掲載）

住民監査請求書（狭山市職員措置請求書）

第 1 監査請求の趣旨

1 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

狭山市基地対策協議会は企画財政部が所管し、事務局も同部内に置かれている団体である。同協議会の運営及び会計処理は市職員が担当し、その収入は全額市の補助金で構成されている。しかしながら、これまで監査を受けていないことが判明した。

請求人は、令和 6 年度会計に財務会計処理上の問題があるとの内部告発を受け、事業報告書、決算書及び出納簿を情報公開請求により入手した。その結果、以下の不適切な支出が確認された。

（1）百里基地視察時の昼食代の不適切処理

令和 7 年 2 月 4 日、協議会は職員を含む 2 0 名で令和 7 年 2 月 4 日、協議会

は職員を含む20名で百里基地の視察を実施した。

基地内での昼食代として8,600円の領収書(資料1)が添付されているが、協議会費用では「16名分」として計上されている一方、2月7日付支出命令書(資料2)では職員分1,720円も協議会から支出されている。

すなわち、職員の昼食代まで協議会費で負担している状況である。

(2) 意見交換会費用の不適切処理

視察後、同日18時から市内「割烹喜代川」において意見交換会が開催され、職員及び自衛官を含む19名が参加した。

支出命令書には123,500円の領収書(資料3)が添付されているが、支出明細では「14名×3,500円=49,000円」と記載され、職員負担分を差し引いたように装っている。

実際には、参加者全員から3,000円を徴収したものの、不足分66,500円を協議会が負担しており、職員及び自衛官分まで公費で補填したことになる。

内部告発によれば、意見交換会費用の「3,500円充当」は視察前日に〇〇企画財政部長から直接指示があり、日頃のハラスメントにより職員は逆らえなかったとされる。

また、当時の〇〇課長は本来自己負担すべき3,500円を基地対策課金庫に返還し保管していたが、請求人が情報公開を開始した直後に〇〇課長が持参し返還されたとされる。

ハラスメント自体は監査請求の対象ではないが、職員が正当な職務遂行を妨げられる状況が存在する以上、事実調査を行う必要があると考える。

2 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

狭山市は令和7年万博「LOCAL JAPAN展」に出店し、7月25日、企画課職員〇〇〇〇主査に出張命令を発令した(資料5)。

(1) 宿泊施設の不適切性

〇〇主査宛の出張命令書には、運賃及び急行料金28,724円、現地移動運賃3,440円、日当12,600円、宿泊費80,000円が記載され、宿泊先は「エスリード長堀タワー」とされている。

しかし、調査によれば同物件は賃貸マンションであり、(資料6)添付領収書の発行者は不動産業者で、電話番号は携帯番号であった。(資料7)

電話確認の結果、この物件はウィークリーマンションと回答があったが、一般的な宿泊施設とは言えない。

旅館業法(昭和23年法律第138号)によると、旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」と定義されており、「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされている。旅館業は「人を宿泊させる」ことであり、生活の

本拠を置くような場合、例えばアパートや間借り部屋などは貸室業・貸家業であって旅館業には含まれないと定めている。

また、領収書にはインボイス登録番号がなく、公共機関がこのような事業者
に公金を支払うことは適切ではない。

他の職員は分散してホテルに宿泊しているが、公務である出張先の宿泊先選
定について、どのような理由でウィークリーマンションに決めたのかその理由
も調査すべきではなかろうか。

(2) 出張期間変更手続きの不備

当初、〇〇主査の出張命令は7月26日から31日までであったが、〇〇は
身内の不幸があったとし、7月29日から離脱して〇〇主事が代わって参加し
た。

しかし、〇〇主査の出張変更は、狭山市職員等の旅費に関する条例第4条第
4項(資料8)が定める「速やかな出張命令書の変更」が行われておらず、債権
者内訳書(資料9)にも変更が反映されていない。

その結果、8月14日付支出負担行為兼支出命令書(資料10)は変更前の
金額で処理され、〇〇主査に対し過剰な特別旅費が支払われている。

第2 請求する措置

1 基地対策協議会に関する措置

協議会は年間200,000円の補助金を受けているが、その約3割が目的外使用
されていた。これは刑法第253条の業務上横領に該当する可能性が高く、刑
事告発すべき案件である。

また、地方自治法第232条の2により、補助金が公益上必要な場合に限り
交付されるものであり、飲食費への充当は認められない。

さらに、企画財政部長によるハラスメントにより職員が委縮し、不適切な事
務処理が行われた可能性があるため、所管する総務部職員課の対応も含め、適
切な措置を求める。

2 万博出張に関する措置

出張命令変更手続きを怠った結果、〇〇主査に過剰な旅費が支払われたため、
不当利得として返還を求めるとともに、文書処理の基本を指導せず、部下の適
切な指導と管理を怠り、結果的に公金の過払いがあったのは企画部最終責任者
である〇〇企画財政部長に責任があり、適切な措置を求める。

また、賃貸マンションやインボイス未登録事業者を宿泊先として認めないよ
う、条例及び規則に明確な規定を設けることを求める。

地方自治法第242条第1項に規定により、別紙事実証明書を添え、必要な
措置を請求します。

令和8年1月19日

2 事実を証する書面（写し）

- (1) 昼食代領収書（資料1）
- (2) 昼食代支出命令書（資料2）
- (3) 割烹喜代川領収書（資料3）
- (4) 意見交換会支出命令書（資料4）
- (5) 万博催事出張命令書（資料5）
- (6) 宿泊先が賃貸マンションである証拠（資料6）
- (7) 宿泊領収書（インボイス未登録）（資料7）
- (8) 狭山市職員等の旅費に関する条例（資料8）
- (9) 債権者内訳書（資料9）
- (10) 支出負担行為兼支出命令書（資料10）

3 請求人

住所
氏名

第2 請求の受理

本件措置請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査対象部局

- 1 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について 基地対策課
- 2 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて 企画課

第4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して法第242条第7項の規定に基づき、令和8年3月5日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

1 証拠の提出

以下の証拠（写し）の追加提出があった。

- (1) 狭山市基地対策協議会の補助金の使途に関する調査申入れ（口頭）に対する回答について（通知）（資料11）
- (2) 狭山市補助金等の交付手続等に関する規則（資料12）

2 陳述書の提出

- (1) 陳述書の要旨（枠内は原文のまま掲載）

陳述書

本陳述は住民監査請求書には記載していない内容について陳述する。

陳述者は狭山市市議会議員であり、会派「光と風」の代表者を務めているが、会派所属議員2名に対して職員と思われる匿名の人物からメールで基地対策協議会の会計に不正があると内部告発があったのが11月初旬である。

この告発状には、基地協議会が行った県外視察の帰着後に飲酒を伴う意見交換が催され、企画財政部長の指示でその費用の一部に補助金を充当したという内容であった。

この事実が市議会に知れると隠ぺい工作や証拠改ざん、関係者の口裏あわせ、告発者探し等を懸念するため、この文書は慎重に取り扱ってほしいとの記載があったため、内々で基地対策協議会の令和6年度の決算について情報公開請求を行い、証拠資料の収集し始めた。

告発文書には、飲酒を伴う会合を「意見交換会」と称して飲食代の一部を職員や自衛隊幹部を含め1名3500円を補助金から充当した。また、基地協議会の資金は通帳や印鑑を基地対策課内で保管し、職員のみが事実上占有していたとされる。

告発状には、「宴席の前日（2月3日）基地対策課職員一同及び〇〇部長、〇〇次長を加えた打合せの中で、〇〇部長は、自身と〇〇次長、〇〇課長の翌日の意見交換会飲食代について、協議会の資金から一人当たり3500円を充当するよう口頭で指示したとのことです。」「この支出指示は、補助金の適正な執行を監督すべき協議会長や役員への事前相談や承認手続きを一切経ず、部長の独断で行われたものということです。」また、「指示通り、部長、次長、課長の3名分（10,500円）が協議会から支出されたようです。しかし、この行為の違法性を強く認識した〇〇課長は、翌日、自費でその金額を返金しているようです。この事実は、支出指示がいかにも不当であったかを物語っています」「今回の不正支出は、単なる個人の逸脱行為ではなく、〇〇部長のパワーハラスメントによって職員が委縮し、自浄能力を失った歪んだ組織構造が生んだ必然の結果です。」とも記載されている。

そして、「令和6年度中、〇〇課長が〇〇部長による執拗なパワハラが原因で精神疾患を罹患し、医師から数か月の休職が必要との診断を受けました。この事実は、総務部長から副市長にも報告が上がっているはずです。」とも記載され、「このような市の対応が、「何をしても許される」という誤ったメッセージを管理職に与え、職員をさらに絶望させています。職員は、不正を指摘すれば、報復人事やパワハラの標的になるという恐怖から、声を上げることができません。今回の不正支出指示に部下が逆らえなかったのもこうした背景があるからです。」と深刻な内容が記載されていた。

陳述人の調査によると、割烹喜代川では、この宴席は飲み放題コースで申込があったということが分かった。飲み放題で酩酊の上、公的な情報交換をしていたとは考えられない。

この支出に関し、当時の課長は自分の飲食代3500円を封筒に入れて協議会の通帳等をキャビネットに保管していたことも判明している。この金額は決算時に宙に浮いたまま処理され、決算終了後半年以上も経過した昨年11月初めに現在の基地対策課長から当時の課長に返却されたことを確認している。これは陳述人が情報公開請求を行った後のことで、まさに証拠の隠ぺいを図ったものと考えられる。

その後、11月下旬には一部の会派代表者や議員あてに封書で内部告発の文書が送付されてきた。

このような事実を重視して告発文を受け取った議員を協議の上、議会として対応するために12月中旬から〇〇議長と話し合い、執行部との協議を依頼し、1月初旬に報告を受けることになっていた。

しかし、執行部からは調査に時間がかかるとし、1月末までに猶予が欲しいと連絡があり、さらに協議会前会長には連絡しないようにと要請があったと議長から報告があった。

意見交換会が開催されたのは令和7年2月4日であり、執行部の回答を待っているのは1年の請求期間が経過してしまうので、請求人独自の判断で監査請求を行ったものである。

(資料11)は、令和8年1月30日付で狭山市議会議長〇〇〇〇宛に通知された「口頭による調査申し入れについて(回答)」である。

この回答書には、見直し指針の「原則対象外」の取り扱いについてと題し、同協議会の活動が「公益上必要がある。」と判断し、団体補助金を交付している。この意見交換会は、単なる懇親会ではなく、同協議会の会員が県外視察を通じて得られた様々な思いを基地の幹部隊員と市職員とが視察先から延長して行われる貴重な意見交換の場において、視察の成果はもとより、日頃から抱く基地対策に係る情報共有の場であり、有益な機会として、真に同協議会の前会長の意向に従い行われたものであるといえる。とし、「会費の支出は適正と判断し、同協議会の会員と等しく会費の一部を同協議会の会計から支出することは、見直し指針の「原則対象外」の「例外」として取り扱うことは許容されると判断した。」と回答している。

しかし、狭山市補助金等の交付手続き等に関する規則(資料12)第3条では関係者の責務を定め、市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令条例、規則等及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用される

ように務めなければならない。とし、補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例規則等及びこれらの規定に基づく市長の命令並びに補助金の交付目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。と定めている。

このような規則がある中で、市長が、見直し指針の「原則対象外」の「例外」として取り扱うことは許容されるとして市議会議長あてに公文書で通知した法的根拠はどこにあるのか、回答を求めた上で監査委員の判断を求めるものである。

次に、万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて陳述する。

この出張命令書は課長専決となっているが、宿泊地がエスリード長堀タワーが名称から判断して、どのような宿泊場所であるか確認しなかったのか、また宿泊先の領収書が消費税の記載がないことや、宿泊前に前金で清算した領収書で出張命令書のまま清算しているが、本人が出張命令通り就業していない事実をいつ、どこで確認したのか、監査委員の調査を求めるものである。

以上

第5 監査対象事項

職員措置請求書の記載事項及び請求人の陳述等により、監査対象事項については次のとおりと認められた。

1 請求の要旨

(1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

協議会の視察の昼食代及び意見交換会費用の一部の支出について、協議会が職員の分も含め負担していたが、補助金は公益上必要な場合に限り交付されるものであり、飲食費への充当は認められない。また、企画財政部長によるハラスメントにより職員が委縮し、不適切な事務処理が行われた可能性があるため、適切な措置を求める。

(2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

万博出張に際し途中で離脱したにもかかわらず、当初の出張命令どおり支出されたことについて、不当利得として返還を求めるとともに、部下の適切な指導と管理を怠った企画財政部長に対し、適切な措置を求める。また、宿泊先が賃貸マンションであり、インボイス未登録業者であったことから、宿泊先として認めないよう、条例及び規則の改正を求める。

2 監査の実施について

次の点について監査を実施するものとする。

- (1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について
狭山市が狭山市基地対策協議会に補助金を交付していることについて、違法又は不当な公金の支出に相当するか。
- (2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて
出張命令変更手続きを怠った旅費支給について、違法又は不当な公金の支出に相当するか。

第6 関係職員の証拠の提出及び陳述

1 証拠の提出

- (1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について
 - ア 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）及び資料
 - イ 請求人からの公文書開示請求等により請求人に写しの交付等を行った資料一式
 - ウ 令和6年度基地対策協議会に交付した補助金交付に係る資料一式
 - エ 令和6年度基地対策協議会の金銭出納簿及び領収書等経費の収支を明らかにした書類
- (2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて
 - ア 職員措置請求書に対する理由説明書（陳述書）及び資料
 - イ 請求人からの公文書開示請求等により請求人に写しの交付等を行った資料一式

2 陳述

関係職員の陳述及び陳述書の内容は、次のとおりであった。（要約）

- (1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について
 - ア 航空自衛隊百里基地視察時の昼食代の不適切処理について
 - (ア) 百里基地の視察について
狭山市基地対策協議会は、今後の協議会活動の充実及び活性化に資することを目的に、令和7年2月4日（火）、協議会委員16名、基地関係者1名、市基地対策課職員2名の計19名で実施しており、請求人が主張する20名は誤りである。
 - (イ) 視察時の昼食代について
協議会における視察時の昼食代は、令和7年1月29日に委員16名分、同年2月7日に参加職員（2名）及び不参加職員（2名）分を協議会から支出している。
なお、職員の昼食代を協議会から支出した理由については、視察時の昼食は、基地内の隊員食堂で行われた「体験喫食」という研修の一環で、基地内

での隊員の行動態様を体験するものであり、職員についても、同様の体験が必要となることから、会長の了承を得て、委員と同様に協議会から支出したものである。

イ 意見交換会費用の不適切処理について

(ア) 意見交換会について

近年、委員や関係者による宿泊を伴う視察研修が実施できない状況の中、委員及び基地関係者による情報共有や意見交換を行うとともに、相互理解や懇親を深め、今後の協議会活動の充実及び活性化に資するため、意見交換会を実施したいとの会長の意向を踏まえ、協議会の事業として実施したものである。

【日 時】令和7年2月4日（火）18時から20時まで

【場 所】割烹 喜代川

【参加者】協議会委員14名、基地関係者2名、市企画財政部長、
企画財政部次長、基地対策課長 計19名

※部長・次長の参加理由：視察の情報共有、基地関係者との意見交換のため

【費 用】123,500円（6,500円×19名）

（内訳） 会費 57,000円（3,000円/人）

協議会支出 66,500円（3,500円/人）

(イ) 意見交換会の協議会からの支出について

意見交換会の費用に係る支出は、令和7年2月3日に委員14名分として49,000円を支出し、同年2月7日に基地関係者及び市職員5名分として17,500円支出したものである。

なお、2回に分けて支出した理由は、委員と基地関係者及び市職員の内訳を明示するためだったと思料される。

(ウ) 意見交換会の自己負担について

協議会委員の会費については、多くの委員に参加してもらう必要があり、実際の経費6,500円では、委員が参加するには高額であること、直近10か年で実施された懇親会では、会費として3,000円徴収していたこと、また、協議会は地方自治法に規定する市の附属機関ではなく、委員が無報酬であることを考慮し、設定したものである。また、基地関係者及び市職員については、自己負担があることも考慮し、委員と同額とした。

なお、この取扱いについては、意見交換会の実施趣旨を考慮したうえで、会長の了承を得て実施したものである。

(エ) 企画財政部長の指示について

企画財政部長が基地対策課職員に指示した時期については、令和7年1月

14日付で発送した通知に、意見交換会の会費が示されているため、それ以前に指示していたものであり、請求人が主張する「視察前日に企画財政部長から直接指示があり」は事実と異なる。

なお、本件については、先ほど述べた通り、意見交換会の趣旨などを考慮したうえで費用の一部を負担することについて、会長に提案し了解を得たうえで、進めるように部長から指示したものである。

また、企画財政部長の基地対策課職員に対する職務中の行為は、令和6年度中の事務事業（共同受信施設関連）に関して、一切の報告・連絡・相談も無い状況で誤った業務方針で進めようとしていた事案が発覚したこと、当該年度の県外視察に対して必要以上の職員数で参加する予定でいたこと、その他にも日常的な業務に関して部長及び次長の間で疑義が生じていたことを踏まえて、企画財政部長が次長同席のもと、「基地対策に係る業務の趣旨、取り組む姿勢」「誤った方針を修正する対応（市民、防衛省、さやまCATVへの対応）」「日常業務における報告、連絡、相談の大切さ」などを助言、指導したものであり、企画財政部長及び同次長にハラスメント行為があったとの認識はない。

(オ) 自己負担しようとした3,500円について

請求人が主張する「基地対策課金庫」は、以前から存在しない。

令和7年11月14日（金）、〇〇〇〇氏からの開示請求に伴い、保管されている当時の文書を全て確認したところ、ファイリングキャビネットから封筒に入った3,500円が発見された。

発見された3,500円について、現基地対策課長が前基地対策課長に確認したところ、意見交換会の協議会支出分を、当時の基地対策課の担当主査から戻入した方が良いとの進言を受け、後日戻入しようと思ったものであった。

しかし、協議会の口座に戻入しておらず令和6年度の歳入歳出決算に反映されていなかったため、現基地対策課長は、前基地対策課長に対し、次の2点について確認を行った。

- ・戻入するつもりであったのなら、なぜ当時部次長に相談しなかったのか
- ・年度をまたぐ前に通帳に戻入してあることを確認しなかったのか

前基地対策課長から上記の2点について、明確な回答はなかった。

その後、発見された3,500円をどうしたらいいか、前基地対策課長に確認したところ、「そのままにしておきたい」とのことであった。

企画財政部長、企画財政部次長、基地対策課長の3者で、現金の取扱いについて協議し、基地対策課では、このまま現金を保管できないこと、また、令和6年度会計は、すでに出納閉鎖しており、令和7年3月17日（月）、

監事2名による監査を行い、適正であると認められ、令和7年6月26日(木)の協議会総会において承認されていることから、この段階で令和6年度会計に戻入できないため、現基地対策課長が前基地対策課長に返還したものである。

(2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

ア 宿泊施設の不適切性について

(ア) 出張命令書に記載された旅費について

狭山市が所沢市、入間市、三重県鈴鹿市、奈良県生駒市とともに出展した大阪・関西万博の「LOCAL JAPAN展」は、会期を7月28日(月)から7月31日(木)の4日間として開催されたものである。

当初、企画課担当主査は催事の準備段階から参加するため7月26日(土)に大阪市に前泊し、7月27日(日)に催事ブースの設営立合と翌日からの事前準備を行い、7月28日(月)から7月31日(木)までは催事ブースでの業務に従事、8月1日(金)に催事ブースの撤去作業に立ち会った後、8月2日(土)に帰宅するという全行程7泊8日の予定であった。

しかし、担当主査は一身上の都合により、急遽当初の予定を変更し7月31日(木)に帰宅したものであり、実際には5泊6日の行程となったものである。

出張命令書にはこれら変更後の実際の行程に基づいた記載がされている。

すなわち、移動の往路は西武池袋線の自宅最寄り駅を出発し、JR池袋駅経由でJR東京駅まで行き、ここから新幹線を利用してJR新大阪駅まで移動、その後大阪市内を鉄道及び徒歩で移動し、最終的に宿泊先である「エスリード長堀タワー」の最寄り駅であるOsaka Metro長堀鶴見緑地線の松屋町駅に到着したものであり、復路は同一の行程を戻っている。これらの移動に要した鉄道運賃が往復で18,804円、急行料金が9,920円であった。また、大阪市内滞在中の7月27日(日)から7月30日(水)までの4日間は、宿泊地最寄りの松屋町駅から万博会場最寄り駅であるOsaka Metro夢洲駅を往復しており、これらの移動に要した運賃が1日当たり860円で合計は3,440円であった。さらに単価2,100円である日当が6日分として合計12,600円、単価16,000円である宿泊料が5泊分として合計80,000円であり、これらの合計が92,600円、これに鉄道運賃も含めた旅費の合計が124,764円だったものである。

(イ) ウィークリーマンションの利用について

担当主査がウィークリーマンションを利用したことについては、財務省が発行している「国家公務員等の旅費制度よくあるご質問」において、「ウィークリーマンションやマンスリーマンション等の利用については、その利用

に要する費用等を鑑み、旅行命令権者が「最も経済的な通常の経路及び方法」（旅費法第6条）であると判断した場合、当該費用についても、宿泊費として支給可能です。」とされており、本市もこの運用に準じているところであるが、担当主査は他の職員より滞在期間が長く、かつ土日や夏休みの繁忙期を含んでおり、ホテル利用時は高額な週末・繁忙期料金が発生するため、ウィークリーマンションを利用することで宿泊費を低く抑えて経費節減を図ったものであり、この取り扱いの妥当性について事前に職員課の確認も取っている。

こうしたことから、今回の出張において担当主査がウィークリーマンションを利用することは、宿泊に際して最も経済的な方法であり、当該施設を宿泊先とすることに違法性はない。

イ 出張期間変更手続きの不備について

(ア) 担当主査の出張期間について

担当主査の実際の出張期間は、前述のとおり7月26日（土）から7月31日（木）までであるが、その代わりとなる職員として農業振興課担当主査が当初7月29日（火）に帰宅する予定であったところを8月1日（金）まで3日間滞在を延長したものであり、請求人が指摘している代わりの職員の行程は、当初から予定されていたものであることから、請求人の指摘する担当主査の当初の出張命令の内容及び出張から戻った日付、また担当主査の代わりとなる職員については事実と異なる。

(イ) 担当主査の出張命令書及び支出負担行為兼支出命令書について

担当主査の出張命令書、債権者内訳書及び支出負担行為兼支出命令書は、7月26日（土）から7月31日（木）までの実際の出張内容に基づいて作成され、適正な金額で旅費が執行されており、請求人が主張する「旅費の変更が反映されておらず、担当主査に対して過剰な特別旅費が支払われている」との指摘は実際と異なる。

なお、出張命令書が当初予定していた7月26日（土）から8月2日（土）までの行程ではなく、実際の出張内容のもので保管されているのは、出張命令書を出張後に作成したためである。その理由としては、万博催事への参加が初めての事業であり、運営上、急な延泊や物品等の調達等により、事前に想定していない旅費が発生することも見込まれたため、事後の処理とした。

第7 本件措置請求に係る事実関係の概要

1 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

(1) 狭山市基地対策協議会について

ア 狭山市基地対策協議会規約

(目 的)

第1条 基地に関する対策を協議し、狭山市の振興及び市民の生活安定、福祉の向上を図ることを目的に狭山市基地対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(事 業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 基地によって生ずる被害の対策について調査検討し、その防止策の実現を図ること。
- (2) 関係行政機関及び自衛隊基地（米軍基地を含む）との連絡調整に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

(委 員)

第3条 協議会の委員は、22名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める数の範囲内において市長が委嘱する。

- (1) 自治会関係者 6名
- (2) 経済関係者 10名
- (3) 福祉関係者 2名
- (4) 教育関係者 2名
- (5) 知識経験者 2名

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 監事 2名

2 協議会の役員は、委員の互選によりこれを定め、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が期間を定めて委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が招集し、会の目的を達成するために必要な事項の審議決定を行う。

- 2 会議は、委員の過半数の出席を要し、会長が議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長

の決するところによる。

4 会議に際しては、必要に応じ正副会長会議を随時開催し、必要な事項を審議する。

(部会の設置)

第8条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は委員の互選により部会長、副部会長を置く。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、事務局を市役所企画財政部基地対策課内におく。

(経費)

第10条 協議会の経費は、市の交付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第12条 この規約に定めるもののほか協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長がこれを定める。

(2) 狭山市基地対策協議会への補助金について

狭山市基地対策協議会への補助金については、狭山市基地対策協議会補助金交付要綱に基づき、協議会規約の規定により実施する事業に要する経費として交付しているものであり、令和6年度の補助金交付額は、200,000円となっている。

ア 狭山市基地対策協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、狭山市基地対策協議会に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、市民の生活安定及び福祉の向上を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、狭山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和57年規則第40号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象団体及び補助額)

第2条 補助金交付の対象となる団体は狭山市基地対策協議会とし、補助額は予算額の範囲内において市長が別に定めるところによる。

(補助金の対象経費)

第3条 前条の補助金の対象となる経費は、狭山市基地対策協議会の運営に要する経費とする。

(申請書の様式)

第4条 (以下省略)

2 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

(1) 本件旅費支給に係る事務について

担当主査の旅費支給については、令和7年7月25日の日付で行った出張命令に対し、令和7年8月14日に支出負担行為兼支出命令書を起票し、令和7年9月12日に支払われたものである。

第8 監査の結果

1 結論

(1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

本件措置請求書において、狭山市が狭山市基地対策協議会補助金を支出していることについては、違法又は不当であるとまではいえないことから、請求に理由がないと判断し棄却する。

(2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

本件措置請求書における旅費の支出については、違法又は不当な公金の支出に相当するとの請求人の主張には理由がなく、措置の必要は認められないと判断し請求を棄却する。

(3) その他の請求については、住民監査請求の対象とはならないため、これを却下する。

2 判断の理由

(1) 狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

本件視察研修会は、令和7年2月4日に航空自衛隊百里基地を研修先として実施された。参加者は委員16名、基地関係者1名、市基地対策課職員2名の計19名であった。

視察時の昼食代については、委員16名分に加え、参加職員及び不参加職員4名分の計8,600円を協議会から支出している。不参加職員分についてはキャンセルが不可能であったために支払いが生じたものであった。なお、当該昼食は、基地内の隊員食堂で行われた「体験喫食」であり、基地内での隊員の行動態様を体験するという研修の一環として位置づけられている。

また、意見交換会については、同日に狭山市内の飲食店にて行われた。参加者は委員14名、基地関係者2名、市企画財政部職員3名の計19名であった。費用は1人当たり6,500円であったが、参加者から3,000円を会費として徴収し、残額である1人当たり3,500円、19名分合計66,500円を協

議会から支出している。

会費設定の理由について、基地対策課は、多くの委員に参加してもらう必要がある中で実費全額負担は高額であること、過去10年間の懇親会における会費徴収額が3,000円であったこと、及び委員が無報酬であることを考慮した旨を説明している。また、当該意見交換会の目的は、委員及び基地関係者による情報共有や意見交換、相互理解の促進にあり、今後の協議会活動の活性化に資するためであるとしている。

市が行う公費の支出については、市民全体の奉仕者として、最少の経費で最大の効果をあげることが求められており（地方自治法第2条第14項）、その目的を達成するためには必要かつ最少の限度を超えて支出してはならない（地方財政法第4条第1項）。

参考としてではあるが、「食糧費」の支出について、最高裁判所は、「当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは（中略）許容されるものというべきであるが、（中略）それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、その接遇は当該地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用は公金により支出することは許されない」としている（最高裁第3小法廷平成元年9月5日判決）。

また、懇親会等の経費に関する下級審の裁判例においては、社会通念上相当な儀礼の範囲の目安として、一人当たりの公費支出額が5,000円を超える部分について裁量権の濫用があり違法とする基準が示されている（福岡地裁平成13年3月22日判決等）。

したがって、本件支出が適法といえるためには、その目的が公務遂行上必要であり、かつ支出額が社会通念上の儀礼の範囲内に留まるものである必要がある。

まず、視察時の昼食代については、前述のとおり「体験喫食」として研修プログラムの一環として実施されており、その金額も社会通念上過大なものとは認められない。

次に、意見交換会について検討する。

本件意見交換会においては、視察の成果はもとより、基地対策に係る情報を共有し、今後の協議会活動の充実及び活性化に資するために、一定の有意義な場であったことがうかがえる。また、公費を支出して飲食を伴う会合を行うことの是非については慎重であるべきだが、本件においては以下の点から社会通念上の相当性を逸脱しているとまではいえない。

第一に、費用の負担区分である。本件では1人当たり6,500円の費用のうち、酒等の飲み放題相当額を含む3,000円を参加者が自己負担している。

第二に、公費支出の金額である。協議会が負担した額は1人当たり3,500

円であり、これは前述した裁判例等の基準（５，０００円）を下回っている。昨今の物価高騰等の社会経済情勢を考慮しても、この金額が直ちに社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した高額な支出であるとは認め難い。

このことから、本件における視察研修及び意見交換会に係る支出は、社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものとは認められず、狭山市基地対策協議会補助金から支出したことが違法又は不当であるとまではいえない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「１ 結論（１）」のとおり判断する。

（２）万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

本件における出張命令書は、出張後に作成されていたことが確認された。企画課は、行程変更の可能性を考慮し、口頭による出張命令とし、出張命令書の作成は事後処理とした旨を主張するが、条例等は事後の変更申請を認めており、事前に出張命令書による出張命令を行わなかったことは正当な理由とはなり得ない。

しかしながら、支出の実態については、宿泊先の領収書等により５日間の滞在事実が確認でき、実際の行程に基づき適正に旅費が算定されている。また、ウィークリーマンションの利用についても、国家公務員等の運用に準じ、かつ所管課との事前協議を経ていることから、その判断は妥当であると認められる。

このことから、本件出張命令の手続きには不備が見受けられるものの、出張の事実及び支出額の根拠は明確であり、請求人が主張するような旅費の過剰な支払いの事実は認められず、本件財務会計行為について、違法又は不当な点は認められない。

以上により、本件措置請求には理由がないので、「１ 結論（２）」のとおり判断する。

本件住民監査請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の監査を通じ、次のとおり意見を付言する。

（１）狭山市基地対策協議会における補助金の不適切使用について

本件請求について、補助金の交付にあたり、市民の疑念を招いたことは、誠に遺憾であると言わざるをえない。また、補助金の額や用途等については、市民の関心があるところでもあり、交付する側においては、十分な説明責任を果たしていかなければならないものである。今後については、関係法令の規定に基づき、疑念や不信を抱かれることのないよう、透明性の確保に努めるとともに、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公益性及び行政効果を十分に考慮した上で、より厳しい認識を持って適正に対応されるよう強く要望するものである。併せて、平成１９年８月に策定された「補助金の見直し指針」の内容について、指針に規定

する「原則対象外」の「例外」の取扱い等を含め検討されたい。

(2) 万博催事参加に伴う出張命令及び旅費処理の不適切さについて

当該出張については、出張命令書による事前の出張命令が行われていなかったため、変更経緯の透明性が損なわれる結果となった。

今後の旅費支出事務については、事務処理の透明性を確保するとともに、条例等の規定に従い、適正に事務を執行されたい。